

基本行政法〔第2版〕第3刷 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	誤植箇所 (2刷)	修正後 (3刷)
第2版 はしがき		末尾 (追加) ※ 本書2刷刊行後、行政不服審査法の全部改正、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律も、2016年4月1日に施行された。
目次	はしがき——本書の狙いと使用方法	<u>初版</u> はしがき——本書の狙いと使用方法
p 38	本文上から4行目 「～ (304頁も参照)。このように、～」 下から10～11行目 a 補助金交付と法律の根拠 【設問3】	→以下に修正 「～ (304頁も参照)。 <u>(改行)</u> このように、～」 →以下に修正 【設問3】 補助金交付と法律の根拠
p 39	上から2行目 (i) 設問3(1)——法律の根拠の要否に関する主張	→以下に修正 a 設問3(1)——法律の根拠の要否に関する主張
p 41	上から4行目 (ii) 設問1(2)——争い方	→以下に修正 b 設問1(2)——争い方
p 111	下から1行目 「～Yに対し、～」	→以下に修正 「～建築基準法上の特定行政庁に当たる市長Yに対し、～」
p 129	下から2行目 「～ (塩野・行政法 I 120頁。～)」	→以下に修正 「～ (塩野・行政法 I 131頁。～)」
p 220	下から13行目 「十分に機能して <u>ない</u> 」	→以下に修正 「十分に機能して <u>いない</u> 」

p 298	下から 3 行目 「～幅員 4 m 未満の <u>道路</u> ～」	→以下に修正 「～幅員 4 m 未満の <u>道</u> ～」
p 326	下から 9 行目 行訴法 9 条 2 項は「 <u>根拠法令</u> と『 <u>目的を共通にする関係法令</u> 』』としているが	→以下に修正 行訴法 9 条 2 項は、 <u>根拠法令</u> と「 <u>目的を共通にする関係法令</u> 」としているが

基本行政法〔第2版〕第2刷 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	誤植箇所（1刷）	修正後（2刷）
p 21	下から 5 行目	→以下を挿入 (申請による保護の開始及び変更)
p 22	下から 4 行目 「～重要な関心分野である。(改行) 給付行政にも様々な～」	→以下に修正 「～重要な関心分野である。(改行やめる) 給付行政にも様々な～」
p 58	上から 2～3 行目 「 <u>警察許可</u> (101 頁)」	→以下に修正 「 <u>警察規制</u> 」
p 116	上から 2 行目 「～裁判に準じる <u>の</u> ほどの中立性や～」	→以下に修正 「～裁判に準じる <u>ほど</u> の中立性や～」
p 158	下から 2 行目 「～ <u>国民</u> 一般に開かれている～」	→以下に修正 「～ <u>広く一般</u> (外国人や法人等も含む) に開かれている～」
p 214	下から 8～9 行目 「～とされていること (216 頁) <u>の</u> 反対解釈として、条例は～」	→以下に修正 「～とされていること (216 頁) <u>と</u> の対比から、 <u>反対解釈により</u> 、条例は～」
p 245	表 (右下) 「 <u>審理</u> 請求人」	→以下に修正 「 <u>審査</u> 請求人」

<p>p 251</p>	<p>上から 6 行目 「<u>以上を本問について見ると、～</u>」</p> <p>上から 8 行目 「～審査請求をして裁決を経た後でなければ、～」</p>	<p>→以下に修正 「<u>本問では、～</u>」</p> <p>→以下を挿入 「～審査請求をして裁決(<u>生活保護法 65 条 2 項により棄却とみなされる場合を含む</u>)を経た後でなければ、～」</p>
<p>p 252</p>	<p>上から 17 行目 「～瑕疵の場合 (<u>199</u> 頁) と同様に～」</p>	<p>→以下に修正 「～瑕疵の場合 (<u>122</u> 頁) と同様に～」</p>